


回答ID:  -

回答5：行方不明の状況に関して（その1）

I. 行方不明となった当時のご本人様の状況に関して、できるだけ記入して下さい。	
いわゆる徘徊について	
問32;徘徊が始まったのは認知症の疑いを持ってから何年位ですか	1. ~3年 2. 3~6年 3. 6~9年 4. 9~12年 5. 12~15年 6. 15年~ 7. わからない
問33;これまでに行方不明になった回数、1年間の平均回数を教えてください	1. 1回 2. 2回 3. 3回 4. 4~10回 5. 11~20回 6. 21回以上 7. わからない
	平均 ( ) 回/年
	当時の徘徊について特に記すべき事(頻度や期間等)があれば記載して下さい
今回の行方不明の当時の状況について(行方不明が複数回ある場合には最後の回に関して記載して下さい)	
問34;季節はいつですか	1. 春 2. 夏 3. 秋 4. 冬 5. わからない
問35;時間帯はいつですか	1. 0~4時 2. 4~8時 3. 8~12時 4. 12~16時 5. 16~20時 6. 20~24時 7. わからない
問36;当時、どなたが介護をしていましたか(複数回答可)	1. 配偶者 2. 子 3. 親 4. その他親族 5. ケアサービス従事者 6. その他(下に記載して下さい) 7. わからない
	介護者について特に記すべき事(介護負担が大きかった、交代で行っていた、ご本人が独りだけで過ごす時間帯があったなど)があれば以下に記載して下さい
問37;介護者のうち、どなたかは、行方不明となる危険を感じていましたか	1. 感じていた 2. 感じていなかった 3. わからない
	危険の認識について特に記すべき事(誰が、どのような点でなど)があれば以下に記載して下さい

回答ID：  —



回答5：行方不明の状況に関して（その2）

問34～37で記載した今回の行方不明の当時の状況に関して、できるだけ記入して下さい。（行方不明が複数回ある場合には最後の回に関して記載して下さい）	
問38；当時、行方不明となった場所に関してお答えください	1. 自宅から 2. わからない  問40へ
	3. 自宅付近から 4. それ以外から
問39；自宅以外の場合にその状況に関して、わかる範囲でお答えください	1. 商店などの衆人のいる施設内 2. 人通りの多い路上 3. 人通りの少ない路上 4. その他( ) 5. わからない
問40；何をしている時でしたか	1. 散歩などいつも決まった行動中
	2. わからない
	3. それ以外（以下に自由記載）
問41；誰かと一緒でしたか （複数回答可）	1. 一人だった 2. 配偶者と一緒 3. 子と一緒に 4. 親と一緒に 5. その他親族と一緒に 6. ケアサービス従事者と一緒 7. その他 8. わからない
	詳細について特に記すべき事があれば以下に記載して下さい
問42；行方不明になりそうな兆候はありましたか （複数回答可）	1. いつもの散歩や外出（ドライブなどを含む）からの帰りが遅かった
	2. 以前までの仕事を行おうとした（例えば出勤しようとした）
	3. 家にも「帰宅」しようとした
	4. 落ち着きがなく、歩き回ったり、何か繰り返すような動きをしていた
	5. 浴室、寝室、台所といった慣れた場所わからなくなった
	6. 友人や家族（昔の友人も含む）の所在をたずねるようになった
	7. 趣味や家事をしようとしても、何もできていないことがあった
	8. まるで新しい環境にいるような、当惑した様子だった
	9. 何となくいつもとは違っていた
	10. 全くそのような兆候はなかった
	11. わからない
（兆候について、自由に記載して下さい）	



回答ID:  —

回答5：行方不明の状況に関して（その3）

<p>今回行方不明になる直前の状態に関して、できるだけ記入して下さい（わかる範囲で結構です）。（行方不明が複数回ある場合には最後の回に関して記載して下さい）</p>		
<p>問43；症状について右のようなことがありましたか  <b>記憶障害</b>とは、もの忘れや物覚えの悪さなど、記憶に関して問題がある場合などです。<b>見当識障害</b>は、今が何年何月の何時なのか、場所はどこにいるのか、といった自分の状態がよくわからなくなるような場合などです。<b>判断力の低下</b>は、してはいけないことや、しなければならないことの区別ができなくなるような場合です。このような症状が<b>中核症状</b>とよばれています。  <b>せん妄</b>については、そういう状態であると医師から診断されていれば、記載して下さい（複数回答可）</p>	<p>1. 記憶障害、見当識障害、判断力の低下などといった認知症の中核症状が変動していた</p>	
	<p>2. せん妄になっていた</p>	
	<p>3. 明らかな症状の変化はないが、介護者の入院・転居などといった、ご本人の症状に影響を与えるような変化があった</p>	
	<p>4. 特にかわりはなかった</p>	
	<p>5. その他（以下に自由記載） 6. わからない</p>	
<p>症状について特に記すべき事があれば以下に記載して下さい</p>		
<p>問44；認知症の症状について、あてはまるものがあれば○をつけて下さい（複数回答可）</p>	<p>1. 幻視・幻聴 2. 妄想 3. 昼夜逆転 4. 暴言 5. 介護への抵抗          6. 徘徊 7. 火の不始末 8. 不潔行為 9. 異食行動          10. 性的問題行動 11. その他（ ）          12. とくになかった 13. わからない</p>	
<p>問45；ご本人様の病気や怪我などについてわかる範囲で記載して下さい          （複数回答可）  <b>嚥下障害</b>；一般に飲みこみに問題があることをいいます  <b>摂食障害</b>；一般に飲みこむ動作など、体の動きには問題がないはずなのに、食べられないことをいいます</p>	<p>1. 内科的な病気になった（例、おしっこの感染症、心不全が急に悪くなった）</p>	
	<p>2. 外科的な病気や怪我をした（例 転倒して骨折した）</p>	
	<p>3. 身体の活動が変化した  i. 低下 ii. 増加</p>	
	<p>4. 栄養の摂取に問題が生じた  i. 嚥下障害 ii. 摂食障害</p>	
	<p>5. その他（ ）</p>	
<p>6. 特にかわりはなかった. 7. わからない          身体の症状に関して特に記すべ事（詳細など）を以下に記載して下さい</p>		
<p>問46；何か対策をとっていましたか          （複数回答可）          （註）SOS ネット（SOS ネットワーク）とは、高齢者が行方不明になった時などに、地域の関係団体等が捜索に協力して、すみやかに発見保護するしくみなどを指します。地域によっては独自の名称で呼ばれていることもあります（以下、同様）。</p>	<p>1. 戸締りを厳密に行っていた</p>	
	<p>2. ご本人の様子をいつも注意してみるようにしていた</p>	
	<p>3. センサーを設置した</p>	
	<p>4. 近隣の人に、異常を発見したら知らせてもらうよう依頼していた</p>	
	<p>5. GPSなどの位置情報検出器を使用していた</p>	
	<p>6. SOSネットなど、自治体が行っている取り組みへ登録した</p>	
	<p>7. その他（ ）</p>	
	<p>8. 特に何も行っていなかった 9. わからない</p>	
<p>対策に関して特に記すべき事があれば（詳細など）以下に記載して下さい</p>		

回答ID：  —

回答その6：行方不明の状況に関して（その4）

行方不明発生から発見にいたる経緯について、できるだけ記入して下さい。（行方不明が複数回ある場合には最後の回に関して記載してください）

問47；行方不明になった後、警察へ行方不明者届が出されるまでの期間はどのくらいでしたか	1. 当日 2. 翌日 3. 3～4日目 4. 1週間以内 5. 1か月以内 6. それ以上（ ） 7. わからない
問48；警察以外で、捜索活動はいつ開始されましたか	1. 当日開始された 2. 翌日開始された 3. 3～4日目に開始された 4. 1週間以内に開始された 5. 1か月以内に開始された 6. それ以上の期間内で開始された（ ） 7. わからない 8. 行われなかった
問49；警察以外で捜索活動に参加した方はどなたでしたか（複数回答可）	1. 地方自治体職員 2. 地域の消防団 3. ケアサービス従事者 4. 地域で既に存在していたSOSネットワークなどの組織 5. 近隣住民 6. 家族 7. その他（ ） 8. いなかった 9. わからない  (捜索活動の詳細がわかれば記載して下さい)
問50；行方不明発生後、発見されるまでの期間はどのくらいでしたか	1. 当日 2. 翌日 3. 3～4日目 4. 1週間以内 5. 1か月以内 6. 半年以内 7. 1年以内 8. 1年以上（ ） 9. わからない
発見された状況に関して、できるだけ記入して下さい	
問51；ご本人様の状態に関して	1. 普段と変わりはない 2. 衰弱していたが歩行は可能だった 3. 衰弱し歩行不可能だった 4. 亡くなっていた
問52；発見された場所に関して（県以外の都道府の場合は「都外」と読み替えてください）	1. 自宅の付近 2. 自宅の付近よりは遠いが近所 3. 2より遠いが、およそ普段移動する範囲 4. 3より遠いが町村内 5. 4より遠いが、県内 6. 県外 7. わからない
問53；発見した方はどなたでしたか	1. 実際に捜索に参加した者（具体的に ） 2. ご本人が自力で帰宅した 3. 届出した家族 4. 上記以外 （自由記載 ） 5. わからない
問54；発見にあたって地域のSOSネット等は有効でしたか	1. 有効であった 2. 有効でなかった 3. SOSネット等はなかった 4. SOSネット等は利用しなかった 5. わからない



回答ID:  —

問55；発見に至る過程で特に記すべき項（地域の取組の働き、マスメディアの関与等）があれば、以下に自由に記載してください

--

回答その7：行方不明の状況に関して（その5）

J. 発見後の経過に関して、できるだけ記入して下さい。（行方不明が複数回ある場合には最後の回に関して記載してください）

発見時に亡くなっていた場合

問56；亡くなった時期は、行方不明となった日の何日後と推定されていますか

1. 当日 2. 翌日 3. 3～4日目 4. 1週間以内  
5. それ以上（                      ） 6. わからない

問57；もし死因が判明していれば、記載可能な範囲で記入して下さい（自由記載）

発見時に生存していた場合

問58；その後の経過について教えてください

発見後の経過を教えてください

1. 治療が必要で入院した  
2. 治療は必要なかったが入院した  
3. もとものの居住地へ帰った  
4. もとものの居住地では受け入れが困難なため施設に入所した  
5. その他（                      ）  
6. わからない  
(詳細がわかれば記載してください)

現在の状況を教えてください

1. もとものの居住地にいる  
2. 施設に入所している  
3. 入院している  
4. 他界した（平成    年    月）  
5. その他（                      ）  
6. わからない  
(詳細がわかれば記載してください)

回答ID:  -

問59 ; その他、発見後の経過について 特に記すべき事があれば記載して下さい	(自由記載)
--	--------

ご協力ありがとうございました。記入漏れが無いかご確認の上、  
『同意書』とともに返送用封筒でご返送ください。

## 認知症高齢者の徘徊に対する自治体の取り組みに関する調査

研究分担者 曾根 智史 国立保健医療科学院 企画調整主幹

### 研究要旨：

本研究は、地方自治体担当者に対する面接調査等を通じて、認知症高齢者の徘徊、行方不明を防止するために有効と考えられる方策について検討し、地方自治体における今後のよりよい施策の実施に資することを目的として、平成 26 年度に厚生労働省が行った「徘徊などで行方不明となった認知症の人等に関する実態調査」の結果から、人口規模、行方不明者のうち未発見者の割合が低い、総合的な取り組みが行われている等の基準をもとに選定した 9 自治体の認知症対策担当者に対し、面接調査を実施した。また、選定した市区町村の属する都道府県に対しても、補完情報を収集した。

収集した情報を自治体ごとに相互比較可能な様式でまとめた。その結果、以下の点が認知症高齢者の徘徊問題を解決するための重要事項として導き出された。

(1) 普段の準備、体制整備について：①自治体全体の取り組みとして推進すること、②自治体の担当課や地域包括支援センターが中心となって、関係機関と緊密な関係づくりを推進すること、③防災無線、メール配信、FAX 等、複数ルートで短時間に多くの人の協力を得る体制を整備すること、④徘徊リスク者の事前登録は、迅速な初動や早期発見に多大な効果があるので推進すること。

(2) 徘徊高齢者の行方不明発生時対応について：①迅速な初動が最も重要である、②事前作成した検索マニュアルに従い、関係機関と連携して対応すること、③特に警察とは迅速かつ緊密な連携を図ること、④都道府県が情報共有・連絡・調整のハブとなって、隣接市区町村同士の連絡体制を整備しておくこと。

(3) 発見後のフォローアップについて：①搜索の結果発見されたあと、市の担当、地域包括支援センター、家族で話し合いの場を持ち、家族の認識改善や必要なサービス提供による再発防止につなげること、②今後の徘徊予防の手がかりにするため、本人や家族の状況、徘徊や発見に至る経緯の情報をきちんとまとめておくこと、③自治体内でも事例ごとに対応の検証を実施し、よりよい体制整備に生かすこと。

なお、いずれの段階においても、家族には丁寧な説明を行い、理解と同意を得ることと個人情報の管理には最大限配慮することが重要である。

### 研究協力者

勝又 浜子（国立保健医療科学院 統括研究官）

川崎 千恵（国立保健医療科学院生涯健康研究部 主任研究官）

進藤 由美（社会福祉法人浴風会認知症介護研究・研修東京センター 主任研究主幹）

## A. 目的

高齢社会の進行の中で、認知症高齢者における徘徊の早期発見や発生予防は、今後、認知症高齢者が住み慣れた環境で暮らし続けるためには、極めて重要な課題である。

本研究は、地方自治体担当者に対する面接調査等を通じて、認知症高齢者の徘徊、行方不明を防止するために有効と考えられる方策について検討し、地方自治体における今後のよりよい施策の実施に資することを目的として実施した。

## B. 方法

### (1) 調査対象

平成26年度に厚生労働省が行った「徘徊などで行方不明となった認知症の人等に関する実態調査」結果から下記の基準で選定した9自治体の認知症担当者（事務職、保健師、社会福祉士等）に対し、個別事例への対応（資料1）と行方不明時の対応や地域ネットワークの状況（資料2）について面接調査を実施した。また、選定した市区町村の属する都道府県に対しても、補完情報を収集した。

〈現地調査対象市町村選定基準〉

条件1：65歳以上人口あたりの徘徊による行方不明者割合が、各人口規模別に上位10位に含まれる

人口規模分類

- ①30000人未満（全国自治体の占有率54.1%）
- ②30000～50000人未満（同13.7%）
- ③50000～100000人未満（同15.5%）
- ④100000人以上（同16.7%）

条件2：行方不明者のうち未発見者の割合

が低い。

条件3：体制整備、徘徊見守りSOSネットワーク事業、普及啓発の取組（認知症サポーターおよびキャラバンメイトの養成状況）等総合的な認知症対策の推進を行っている。

条件4：地域包括支援センターの人口あたり設置数が多い

注）本来は、認知症高齢者がいても行方不明者が発生しない環境を作っている自治体を調査対象に含めるべきであるが、全国的に認知症高齢者の行方不明に関する取り組みは始まって日が浅く、発生を予防するレベルの取り組みを行っている自治体を示す資料（例えば、取り組みを行う前後での行方不明者数の変化等）に乏しいのが実情である。実際、今回調査対象市町村抽出の資料とした厚生労働省の市町村調査では、行方不明者の年次推移はきいておらず、したがって、過去1年間の行方不明者数が0となっても、それが自治体の発生予防の取り組みの成果なのか、元々ないのか、あるいはそもそも十分に実態を把握していないのかを判断できない。そこで、今回は、未然の予防よりも発生時の発見の取り組みに主眼をおき、行方不明が発生しているけれどもきちんと発見されている市町村を対象に、早期発見の要因に関する調査を行うこととした。

### (2) 調査手順

選定した9市町に対し各市町の認知症対策等を所管する担当部局宛てに電話・メールにより研究の説明を行い、研究協力を得た。事前に担当者宛てに個別事例（匿名）に関する自記式調査（資料1）と



「面接調査におけるインタビュー項目」(資料2)を送付した。

選定した市町のほかに、管轄する都道府県に対しても認知症対策等を所管する担当部局宛てに電話・メールにより研究の説明を行うとともに、選定した市区町村および他の市区町村に関する補完情報収集への協力を得た。

自治体担当者への面接調査では、調査者2名が、事前送付した項目に沿って質問を行った。調査内容は了解を得たうえで、ICレコーダーで録音し、逐語録を作成した。

### (3) 分析方法

面接調査当日の記録と逐語録をもとに2~3ページのまとめを作成し、自治体間の比較を可能な状態にした。自治体の特性、認知症施策、取り組みの経緯、徘徊による行方不明発生時の対応、徘徊・行方不明の予防対策、個人情報保護への対応を分析し、認知症高齢者の徘徊・行方不明の早期発見と発生予防を防止に有効と考えられる共通する要因について検討した。

#### (倫理面への配慮)

- ・自治体の面接対象者に対して、徘徊高齢者個人を特定できる情報は出さないように予め依頼した。
- ・調査協力自治体への依頼文書に、調査目的および回答内容がそのまま公表されないことを明記した上で調査への協力を求めた。
- ・自治体の面接対象者には、面接開始前に、説明文書を用いて説明を行った後に、同意文書に署名を得た。
- ・国立保健医療科学院研究倫理審査委員

会の承認(承認番号 NIPH-IBRA#12085)を得た。

## C. 結果

自治体の選定条件に沿って、全国9自治体(市町)の認知症高齢者対策担当者に面接調査を実施した。人口規模別の内訳は以下の通りである。

- ①30000人未満：2市町
- ②30000~50000人未満：2市
- ③50000~100000人未満：2市
- ④100000人以上：3市

各自治体の訪問調査結果の集約票を、結果①~⑨に示す。

## D. 考察

以上の結果より、以下の点が認知症高齢者の徘徊問題を解決するための重要事項として導き出された。

### (1) 普段の準備、体制整備について

- ・自治体全体の取り組みとして、高齢者を守る体制の整備、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを推進すること。
- ・自治体の担当課や地域包括支援センターが中心となって、関係機関(警察、防災課、民生委員、町内会・自治会、新聞販売店、タクシー会社、医療機関等)と「顔の見える関係づくり」を推進すること。
- ・その場合、新聞販売店などの事業所との見守り契約、社協によるひとり暮らし高齢者の見守り、ケアネットチームによる見守り、徘徊SOSネットワークなど複数の見守り体制で重層的にカバーすることが重要なので、それぞれの機関・

組織の特性に合った役割分担と連絡・連携体制を作っておくこと。

- ・地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、担当課と連携して、住民への助言・指導や地域の連絡調整を進める体制も有用である。
- ・認知症の家族や介護事業者に対して、見守りや捜索体制に関する十分な説明を行い、事前登録や早期通報への理解を得ておくこと。
- ・地域住民が、徘徊している認知症高齢者に気づく（気にかける）ことで、行方不明の未然防止や早期発見につなげられるよう、認知症や見守りネットワークについての啓発や通報先の周知を丹念に行うこと。地区ごとに住民による認知症地域資源ネットワークを組織することも有用である。
- ・徘徊リスク者の事前登録は、迅速な初動や早期発見に多大な効果があるので、推進すること。特に写真、旧姓、よく行く場所は登録しておくことよい。
- ・認知症高齢者については、できるだけ早期に支援を開始し、生活リズムや行動パターンの把握に努めること。
- ・防災無線、メール配信、関係機関へのFAXなど、複数ルートで短時間に多くの人の協力を得る体制を整備すること。
- ・特にメール配信は最も広く早く情報が届き、見かけた人がすぐに通報できる手段でもあるので、他のメール配信サービスと相乗りするなどして、できるだけ多くの市民に参加してもらうこと。
- ・徘徊リスク者の登録の際には、家族に十分説明し理解を得るとともに、個人情報の管理に最大限配慮すること。

- ・徘徊行方不明者発生時の捜索マニュアルを関係機関と協議の上、事前に作成し、訓練等を通じて周知徹底させておくこと。

## (2) 徘徊高齢者の行方不明発生時について

- ・迅速な初動が最も重要である。発生から2時間が一つの目安。それ以上だと自治体外に出てしまう可能性が高くなる。
- ・事前に作成した捜索マニュアルの手順に従って迅速に対応すること。
- ・単一ではなく複数のネットワークを活用し、地域の様々な層に働きかけること。
- ・警察が見つかる割合が高いので、情報提供など警察とは迅速かつ緊密な連携を図ること。警察との関係づくりのために、日頃から対面で情報共有を図り、可能な方策を話し合いで検討すること。
- ・近隣自治体との協力体制も重要になるので、都道府県を通じた近隣自治体（県内・県外）との連絡・協働体制を作っておくこと。都道府県はそのための情報共有・連絡・調整のハブ機能を積極的に整備すること。
- ・行方不明者の捜索をする際には、家族から必ず同意書をとるなど、個人情報の保護について十分配慮すること。一方で同意をとるまでの時間を短縮し、早期捜索開始につなげる手立てを講ずること。

## (3) 発見後のフォローアップについて

- ・捜索の結果発見されたあと、市の担当、地域包括支援センター、家族で話し合いの場を持ち、家族の認識改善や介護サービスの導入・見直し、GPS利用など必要